

魚津市告示第162号

魚津市個人市民税減免取扱要綱を次のように定める。

令和5年12月22日

魚津市長 村椿 晃

魚津市個人市民税減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市税条例（昭和37年魚津市条例第1号。以下「条例」という。）第40条に定めるもののほか、個人の市民税の減免に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免額)

第2条 条例第40条第1項の規定により減免する個人市民税は、同条第2項の申請書の提出があった日又は減免を受けようとする事由が発生した日（以下「減免基準日」という。）以後に納期限が到来する個人市民税の額に相当する額に減免割合を乗じた額とする。

(減免対象)

第3条 条例第40条第1項に規定する個人市民税の減免対象者、減免割合及び減免基準日については、別表に定めるところによる。

(条例第40条第2項に規定する納期限)

第4条 条例第40条第2項に規定する納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限とする。

(1) 普通徴収の方法によって徴収する市民税 条例第30条第1項に規定する納期の末日

(2) 条例第34条に規定する給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税 給与の支払いの際に市民税が徴収されるべき日

(3) 条例第37条の2に規定する公的年金等に係る所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税 公的年金等の支払いの際に市民税が徴収されるべき日

(申請書の添付書類)

第5条 条例第40条第2項に規定する減免を受けようとする事由を証明する書類（以下「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 条例第40条第1項第1号に該当する者 生活保護受給証明書
  - (2) 条例第40条第1項第2号に該当する者 収入状況等申出書（様式第1号）及び事情を証する書類
  - (3) 条例第40条第1項第3号に該当する者 在学証明書又は学生証の写し
  - (4) 条例第40条第1項第5号に該当する者 罹災証明等災害による損害の程度又は損害金額を証する書類
- 2 前項の添付書類が証明する事由が公簿等で確認できる場合は、添付書類を省略することができる。
- 3 条例第40条第2項に規定する市長が定める日は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- (1) 条例第40条第1項第1号に該当する者 当該扶助を受けることとなった日から6月以内の日
  - (2) 条例第40条第1項第5号に該当する者 市長が別に定める日（減免の決定）

第6条 市長は、条例第40条第2項の申請書を受理した時は、当該申請書の内容について速やかに審査し、減免の可否を決定し、当該決定内容を魚津市税条例施行規則（昭和48年魚津市規則第29号）第8条第1項第39号に規定する市税減免決定通知書により申請人に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査のため必要と認めるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第298条により当該納税義務者及び世帯員の収入及び預貯金の状況等について質問し、又は帳簿書類その他物件を検査し、若しくは当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。
- （減免の変更及び取消し）

第7条 市長は、前条の減免の決定をした後に、市民税の賦課額に変更があったときは、減免の変更を行うものとする。

- 2 市長は、減免の決定を受けた者（以下「減免決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、減免の取消しを行うことができる。
- (1) 減免の決定を受けた者の資力の回復その他の事情の変化により、減免する必要がないと市長が認めるとき。
  - (2) 偽りその他の不正の手段により減免の決定を受けたとき。

- 3 前2項の規定により減免の変更又は取消しを行ったときは、減免変更（取消）通知書（様式第2号）により当該減免決定者に通知するものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(市民税減免基準の廃止)

2 市民税減免基準（平成31年魚津市告示第35号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

区分	減免対象者	減免割合	減免基準日
条例第40条第1項第1号に該当する者	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号の扶助を受ける被保護者	全部	当該扶助を受けることとなった日
条例第40条第1項第2号に該当する者	失業、廃業、負傷、疾病、被災その他納税義務者の責めに帰すべき事由によらない事情により、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該納税義務者及び世帯員の当該年の収入見込額が生活保護基準相当額以下であるもの (1) 当該年の合計所得金額の見込額が皆無又は前年の合計所得金額と比較して著しく減少した（当該年の合計所得金額の減少見込額が前年の合計所得金額の10分の3以上の額であることをいう。）者 (2) やむを得ない多額の支出をした者 (3) 所有する資産について損害を受けた者	全部	申請日
条例第40条第1項第3号に該当する者	所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号に規定する勤労学生	全部	申請日
条例第40条第1項第5号に該当する者	市の全部又は一部の地域にわたり広範囲に発生した災害と市長が認めた災害により被災した者であって、災害被害者に対する地方税の減免措置等について（平成12年4月1日自治税企第12号自治事務次官通知）に掲げる事由等に該当するもの	災害被害者に対する地方税の減免措置等についてに掲げる基準	当該災害を受けた日

## 備考

- この表において、「収入見込額」とは、合計所得金額に係る収入額、退職所得に係る収入額、法律等に規定する非課税所得に係る収入額及び預貯金等の額の合計推計額からやむを得ない多額の支出をしたときの支出額及び所有する資産について損害を受けたときの損害額を差し引いた額をいう。
- この表において、「生活保護基準相当額」とは、申請日における生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による魚津市の地域の級地区分を基にした生活扶助（基準生活費に障害者加算、母子加算及び児童養育加算を加算した額）、教育扶助及び住宅扶助の合計額に12を乗じて得た額をいう。

3 この表において、「合計所得金額」とは、地方税法第292条第13号に規定する合計所得金額をいう。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

収入状況等申出書

魚津市長 宛

申請者 住所 \_\_\_\_\_

（納税義務者）氏名 \_\_\_\_\_

1 納税義務者の世帯の状況

氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
	本人				

2 納税義務者の所得・収入状況

		前年	本年	
		所得額	収入(見込)額	所得(見込)額
合計 所得額	給与	円	円	円
	公的年金	円	円	円
	事業・農業・不動産 その他( )	円	円	円
	事業・農業・不動産 その他( )	円	円	円
	事業・農業・不動産 その他( )	円	円	円
	計	① 円	② 円	③ 円
減少率 $\frac{① - ③}{①} \times 100$				

3 納税義務者の多額の支出、資産の損害の内容

<input type="checkbox"/> 多額の支出 <input type="checkbox"/> 資産の損害	
支出額・損害額	
円	

4 本年の世帯の1年間の収入(見込)額

氏名	収入(見込)額	内容
納税義務者(本人)	円	合計所得額にかかる収入(見込)金額 (◎を転記)
	円	給与( )年金 事業 農業 不動産 保険金 退職金 手当・その他 ( )
	円	給与( )年金 事業 農業 不動産 保険金 退職金 手当・その他 ( )
	円	給与( )年金 事業 農業 不動産 保険金 退職金 手当・その他 ( )
	円	給与( )年金 事業 農業 不動産 保険金 退職金 手当・その他 ( )
	円	給与( )年金 事業 農業 不動産 保険金 退職金 手当・その他 ( )

\* 納税義務者は◎以外の収入があれば追加で記入してください。

\* 給与は( )に勤め先を、手当・その他は( )に内容を記入してください。

\* 収入の内容が分かる書類(給与明細、支払明細、帳簿等)を持参ください。

5 世帯の現在の預貯金等の状況

氏名	残高・価額	内容
	円	現金 普通預金 定期預金 有価証券 その他 ( )
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

\* ( )は金融機関名、銘柄等を記入してください。

\* 預貯金等の内容が分かる書類(通帳、証券等)を持参ください。

私は、市民税及び森林環境税の減免申請に当たり、減免申請の内容を確認するために必要がある場合には、私及び私の世帯員の収入並びに預貯金の状況について、魚津市が関係機関に対し帳簿書類その他物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることに同意します。

年 月 日

申請者(納税義務者)

住所

氏名

世帯員

氏名

氏名

氏名

年 月 日

減免変更（取消）通知書

住所  
氏名

様

魚津市長

印

年 月 日付けで決定した 年度市民税・県民税の減免について、下記により変更（取消）することに決定しましたので通知します。

記

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 減 免 額        | 円 |
| 2 減免変更（取消）額    | 円 |
| 3 変更（取消）後の納付税額 | 円 |
| 4 変更（取消）理由     |   |

この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求にかかる裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できるとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。